

令和8年度 茨城食彩提案会開催業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度茨城食彩提案会開催業務委託

2 業務の目的

首都圏の高価格帯外食企業及び高級ホテル等（以下、「実需者」という）向けに、本県産の青果物、畜産物、水産物、食品加工品、酒類等（以下、「県産品」という）を紹介する「茨城食彩提案会」を開催し、首都圏での県産品の販路開拓を図るとともに、県産品の認知度向上・消費拡大・定着を図る。

3 委託期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月23日（火）まで

4 委託業務内容

(1) 茨城食彩提案会の開催に関すること

- ・首都圏の実需者を対象に、県産品の魅力を発信する茨城食彩提案会（実需者を産地に案内する「産地ツアー」及び紹介した食材を使用した「メニューフェア」）を2回以上開催すること。
- ・「産地ツアー」、「メニューフェア」実施後には、アンケート等による効果検証を行い、実需者へのフォローアップを行うとともに、事業実施報告書においてアンケート等の結果を報告すること。
- ・対象品目は県産品全般を基本とするが、必ず「常陸牛、常陸の輝き、イバラキング、恵水、栗」のいずれかを対象に加えるとともに、新ブランド（常陸乃国シリーズ等）も対象に加えるよう努めること。
- ・実需者及び対象品目は、委託者と協議の上、決定すること。ただし、実需者は、首都圏（茨城県を除く）に店舗を構える者で、原則、過去に本事業に参加したことがない者を各回5名程度招へいすること。
- ・業務実施にあたり、成果目標（例：取引成立件数、継続取引件数、販売金額等）を設定すること。

(2) 茨城食彩提案会開催後のフォローアップに関すること

- ・対象品目に興味を持った実需者に対して、産地の情報提供や商談の場の設定などにより、県産品の利用を積極的に働き掛けること。
- ・令和7年度までに実施した同事業の産地ツアーに参加した実需者（過去3か年程度）に対し、県産品の利用状況等の情報収集を行うとともに、県産品の利用を働き掛けること。

(3) その他

- ・茨城食彩提案会に係る県産品の納入については、責任をもって行うこと。
- ・同提案会の開催の際は、県産品を多くの方に PR できるよう、積極的な情報発信に努めること。

5 秘密保持

本委託業務を行うため、個人情報を取り扱う場合は、「茨城県個人情報保護条例」を準用するとともに、個人情報保護に関する法令を遵守すること。

6 著作権の取扱

- (1) 本委託業務の実施による文章、画像、音声その他一切の著作権については、委託者が保有するものとし、受託者が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- (2) 受託者は、成果品にかかる著作権者人格権を有する場合においても、これを行使しないものとする。

7 成果物等

(1) 成果物

- ① 事業実施報告書（PDF データ）
- ② 本事業で使用した写真等のデータ（JPEG 形式）

(2) 納期

令和9年3月23日（火）

(3) 納品先

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館9階
茨城県営業戦略部県産品販売課（首都圏販売推進担当）

8 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、委託者と綿密な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (2) 本仕様書は、業務の概要を示すものであり、業務内容の詳細は県と十分な協議を行いながら進めるものとし、作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたときには、その都度県と協議のうえ、その指示に従い作業を進めること。また、県は作業期間中いつでもその作業状況の報告（報告書の作成を含む）を求めることができるものとする。なお、本仕様書に定めのない事項については、その都度協議のうえ対応するものとする。
- (3) 本仕様書は、委託者と受託者が協議のうえ、必要に応じて改正することができる。
- (4) 本事業で発生した制作物等の著作権は県に帰属する。
- (5) 成果物に重大な瑕疵があった場合は、原因者において回収、修正、再印刷等必要な措置を講じること。
- (6) 令和9年度以降の事業について、令和8年度と異なる受託者による運営又は県による自主運営となった場合は、県の指示に従い、調査を行った企業や産地の担当者の連絡先、令和8年度までの継続した取組状況等事業に関わるすべての情報（データ）を速やかに提供し、年度当初から切れ目なく事業を運営できるよう協力すること。